

## 監 査 公 表

### ○公表第 11 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、愛媛県知事から包括外部監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 7 日

愛媛県監査委員 永 井 一 平  
同 森 高 康 行  
同 高 橋 正 浩  
同 毛 利 修 三

選定した特定の事件	観光及びこれに関連する事業に関する財務事務の執行について
監査の結果に関する報告提出年月日	令和 3 年 3 月 24 日
監査対象機関	観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課
監査の結果	措置の内容
<p>○一般社団法人愛媛県観光物産協会に対する「魅力ある観光地創出事業」の委託業務の再委託（観光宣伝・誘客促進事業費）</p> <p>愛媛県は（一社）愛媛県観光物産協会から再委託の承諾申請を受け審査承諾決裁を行っているが、再委託業務に係る契約が費用面から見て、県の委託業務の効果的な実施の観点から愛媛県が直接契約する場合と同様の注意を払う必要がある。そのためには（一社）愛媛県観光物産協会における再委託に関して、愛媛県が十分な審査ができるように業務の想定経費、業者選定理由等の承諾申請への記載をすべきである。</p> <p>また、（一社）愛媛県観光物産協会に委託する事業内容を吟味し、再委託が必要な事業のうち、県が直接他に委託すべきものがないかを改めて点検すべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、再委託申請の際に想定経費、業者選定理由を申請書に記載し、審査を行うように見直した。</p> <p>また、令和 3 年度、業務の委託に当たって、観光物産協会の知見を活かして委託する業務と他の業者へ直接委託すべき業務など、業務の性質を見極め、再委託の必要性を点検している。</p>

<p>○一般社団法人愛媛県観光物産協会に対する「愛媛 DMO 推進事業」委託業務の再委託（愛媛 DMO 推進事業費）</p> <p>愛媛県は（一社）愛媛県観光物産協会から再委託の承諾申請を受け審査承諾決裁を行っているが、再委託業務に係る契約が費用面から見て、県の委託業務の効果的な実施の観点から愛媛県が直接契約する場合と同様の注意を払う必要がある。そのためには（一社）愛媛県観光物産協会における再委託に関して、愛媛県が十分な審査ができるように業務の想定経費、業者選定理由等の承諾申請への記載をすべきである。</p> <p>また、（一社）愛媛県観光物産協会に委託する事業内容を吟味し、再委託が必要な事業のうち、県が直接他に委託すべきものがないかを改めて点検すべきである。</p>	<p>御指摘のとおり、再委託申請の際に想定経費、業者選定理由を申請書に記載し、審査を行うように見直した。</p> <p>また、令和3年度、業務の委託に当たって、観光物産協会の知見を活かして委託する業務と他の業者へ直接委託すべき業務など、業務の性質を見極め、再委託の必要性を点検している。</p>
<p>監査対象機関</p>	<p>土木部道路都市局都市整備課</p>
<p>監査の結果</p>	<p>措置の内容</p>
<p>○動物管理簿の金額の一部未記載（とべ動物園展示動物等購入費）</p> <p>愛媛県会計規則に準拠して動物管理簿に取得価格等の金額を記載する必要がある。当該物品の取得価格とし、取得価格がないとき、又は明らかでないときは、評価額とする必要がある。</p> <p>また、適正な評価額を付すことにより、統一的な基準による財務書類の適正な表示にも資する。</p> <p>統一的基準により整備する固定資産台帳に記載する資産は、取得原価が不明なものは原則として再調達原価とすることになっており（台帳手引き 63、65、66）、評価額を見積るうえでの参考になる。</p>	<p>未記入であった動物については、令和3年4月時点での評価額を検討し、管理簿に記帳した。</p>
<p>○死亡により不存在の動物の重要物品調への誤記載（とべ動物園展示動物等購入費）</p> <p>重要物品調は、統一的な基準による財務書類作成上の基礎となる重要な書類であるため、重要物品調の作成後、作成者と異なる者による動物管理簿との照合といったダブルチェックの実施などの体制を整備し慎重な対応を行うべきである。</p>	<p>調書への記入基準を再度確認するとともに、重要物品調の作成にあたっては、重要物品の異動がある度に内部で複数名によるチェック及び調書の更新を行い、誤記載のないよう体制を強化した。</p>
<p>○とべ動物園における備品シールの貼付もれ（とべ動物園魅力向上戦略推進事業費）</p> <p>備品シールの貼付は帳簿上の備品と現物を対応させ、現物の点検を実施するうえで非常に重要な手続であり、愛媛県会計規則第171条第2項に従い網羅的に実施する必要がある。</p>	<p>現物との比較を行いながら、備品シールの貼付を行った。</p>

○当初契約金額に比べて変更金額の割合が大きい追加・変更工事の発生（とべ動物園改修費）

より精度の高い改修計画の立案及び設計価格の見積りを可能にし、入札等の契約をより透明性の高いものとするため、当初契約で含めるべき工事内容のさらなる精査を徹底するとともに、追加工事等については金額等も含め内容を検討し、動物園特有のやむを得ない事情により契約変更を行わざるを得ない場合を除き、別途契約等に対応するよう努める必要がある。

動物の生命に関わるものやイベントの準備において発覚するもの等、突発的な対応を余儀なくされ、やむを得ず追加工事等に対応しなければならないケースは今後も想定されるが、動物園協会との情報連携を密に行うことで工事の必要性の早期把握に努め、極力、当初契約時に含めておくか、別途契約に対応するよう努めることとした。